

令和 2 年度

延岡市健全化判断比率
及び資金不足比率審査意見書

延岡市監査委員

延 監 第 73 号

令和3年8月 25 日

延岡市長 読谷山 洋司 様

延岡市監査委員 野 下 美智江

同 林 田 淳 子

同 上 杉 泰 洋

令和2年度決算に基づく健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について別紙のとおり意見を提出します。

令和2年度 延岡市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

第1 審査の方法

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が関係法令に準拠して適正に作成されているかを主眼として実施し、必要に応じて資料の提出及び関係職員の説明を受け、計数の正確性などについて審査を行った。

第2 審査の期間

令和3年8月2日 から 同年8月 18 日 まで

第3 審査の対象

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計の区分は、次のとおりである。

区 分	会 計 名 等	健全化判断比率等の対象
一般会計等	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓
公営事業会計	特別会計のうち 公営企業に係る 特別会計以外の 特別会計	↑ 連結実質赤字比率 ↓
	国民健康保険特別会計	
	介護保険特別会計	
	後期高齢者医療特別会計	
	法適用の 公営企業会計	↑ 実質公債費比率 ↓
水道事業会計		
下水道事業会計	↑ 将来負担比率 ↓	
法非適用の 公営企業会計		↑ 資金不足比率 ↓
一部事務組合・広域連合	宮崎県北部広域行政事務組合	↑ 将来負担比率 ↓
	宮崎県後期高齢者医療広域連合	
地方公社・第三セクター等	延岡市土地開発公社	↑ 将来負担比率 ↓

※第三セクター等については、損失補償等を行っているものが対象となるので、本市は該当がない。

第4 審査の結果

1 健全化判断比率について

(1) 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

また、算定された比率はいずれも基準を下回っており、特に指摘する事項はない。

今後とも引き続き健全な財政の維持に努めていただきたい。

【健全化判断比率】

(単位:%)

比 率 名	令和2年度 (A)	令和元年度 (B)	比較増減 (A)-(B)	早期健全化基準
				財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	—	11.71
				20.00
②連結実質赤字比率	—	—	—	16.71
				30.00
③実質公債費比率	8.1	8.9	▲0.8	25.0
				35.0
④将来負担比率	—	—	—	350.0

(注) ①②④は、実質赤字額、連結実質赤字額、将来負担比率が発生していない場合には「—」で表示。

(2) 各比率の状況

ア 実質赤字比率について

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の実質収支額は 2,109,555 千円の黒字となり、実質赤字額は発生していないため、実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

イ 連結実質赤字比率について

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の連結実質収支額は 4,611,764 千円の黒字となり、連結実質赤字額は発生していないため、連結実質赤字比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質赤字比率及び連結実質赤字比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円)

区 分		実質収支額又は資金不足・剰余額		
		令和2年度	令和元年度	比較増減
一般会計		2,109,555	1,427,489	682,066
公 営 事 業 会 計	国民健康保険特別会計	96,797	192,042	▲ 95,245
	介護保険特別会計	338,972	85,427	253,545
	後期高齢者医療特別会計	3,004	9,759	▲ 6,755
	水道事業会計	1,636,138	1,693,274	▲ 57,136
	下水道事業会計	427,298	342,655	84,643
	食肉センター特別会計	0	0	0
一般会計と公営事業会計の合計		4,611,764	3,750,646	861,118
標準財政規模(A+B+C)		32,195,730	31,634,319	561,411
	標準税収入額等 A	17,639,621	16,671,899	967,722
	普通交付税額 B	13,326,018	13,658,807	▲ 332,789
	臨時財政対策債発行可能額 C	1,230,091	1,303,613	▲ 73,522

ウ 実質公債費比率について

一般会計等が負担する地方債の元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、3か年の平均である。

令和2年度の実質公債費比率は 8.1%で、前年度に比べ 0.8 ポイント低くなり、早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

比率は次の算式による。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

実質公債費比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減
地方債の元利償還金	A	6,598,239	6,707,290	▲ 109,051
準元利償還金(公営企業地方債充当繰出金ほか)	B	844,721	904,894	▲ 60,173
特定財源(公営住宅使用料ほか)	C	230,380	237,426	▲ 7,046
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	D	5,158,107	5,251,276	▲ 93,169
標準財政規模	E	32,195,730	31,634,319	561,411
計算式の分子(A+B)-(C+D)	①	2,054,473	2,123,482	▲ 69,009
計算式の分母(E-D)	②	27,037,623	26,383,043	654,580
単年度実質公債費比率(①/②×100)		7.6	8.0	▲ 0.4
3か年平均実質公債費比率		8.1	8.9	▲ 0.8

エ 将来負担比率について

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

令和2年度の将来負担比率は、充当可能な財源等が将来負担額を上回っているため、算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

将来負担比率算出のための数値は次のとおりである。

(単位:千円、%)

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減
将来負担額(地方債現在高、公営企業債等繰入見込額ほか)	A	74,812,003	76,124,076	▲ 1,312,073
充当可能基金額	B	22,235,469	22,891,870	▲ 656,401
特定財源見込額(公営住宅使用料ほか)	C	1,738,796	1,835,897	▲ 97,101
地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額	D	50,942,301	52,602,975	▲ 1,660,674
標準財政規模	E	32,195,730	31,634,319	561,411
元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	F	5,158,107	5,251,276	▲ 93,169
計算式の分子(A-(B+C+D))	①	▲ 104,563	▲ 1,206,666	1,102,103
計算式の分母(E-F)	②	27,037,623	26,383,043	654,580
将来負担比率(①/②×100)		—	—	—

2 資金不足比率について

(1) 総合意見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であると認められた。

また、いずれの会計も資金不足は生じておらず、特に指摘する事項はない。

今後とも引き続き健全な経営に努めていただきたい。

【資金不足比率】

(単位:%)

事業会計名	令和2年度	令和元年度	経営健全化基準
①水道事業会計	—	—	20.0
②下水道事業会計	—	—	
③食肉センター特別会計	—	—	

(注) 資金不足額が発生していない場合は「—」で表示。③は地方公営企業法の非適用事業。

(2) 資金不足比率の状況

資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率である。

令和2年度の各会計の資金不足額は発生していないため、資金不足比率は算定されない。

比率は次の算式による。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

資金不足比率算出のための数値は次のとおりである。

ア 水道事業会計

(単位:千円)

区 分	令和2年度	令和元年度	比較増減
流動負債 A	766,274	991,555	▲ 225,281
控除企業債等 B	612,495	596,762	15,733
流動負債(A-B) ①	153,779	394,793	▲ 241,014
流動資産 C	1,789,917	2,088,067	▲ 298,150
控除財源 D	0	0	0
流動資産(C-D) ②	1,789,917	2,088,067	▲ 298,150
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である	▲ 1,636,138	▲ 1,693,274	57,136
事業規模 (営業収益-受託工事収益)	2,243,267	2,247,943	▲ 4,676

イ 下水道事業会計

(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減
流動負債	A	2,727,229	2,698,039	29,190
控除企業債等	B	2,171,595	2,156,339	15,256
控除未払金等	C	0	92,900	▲ 92,900
流動負債(A-B-C)	①	555,634	448,800	106,834
流動資産	D	1,071,455	833,640	237,815
控除財源	E	88,523	42,185	46,338
流動資産(D-E)	②	982,932	791,455	191,477
資金不足額(①-②) ▲の場合は、資金剰余額である		▲ 427,298	▲ 342,655	▲ 84,643
事業規模 (営業収益-受託工事収益)		1,930,202	1,941,403	▲ 11,201

ウ 食肉センター特別会計

(単位:千円)

区 分		令和2年度	令和元年度	比較増減
歳出額	①	17	26	▲ 9
歳入額	②	17	26	▲ 9
資金不足額(①-②)		0	0	0
事業規模		17	26	▲ 9